協会の事業（法定業務に関する事業）

ＡＮＴＡの法定業務は、旅行業法に基づく観光庁長官の指定協会として、各種事業を実施しております。

苦情相談事業

苦情相談事業とは、旅行業者が取り扱った旅行に対し、旅行者(消費者)や関係取引先から苦情が寄せられた場合に、必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、その旅行業者に対して迅速な解決を求めるものです。当協会は、全国47都道府県支部及び本部において、苦情相談に応じています。

社員指導事業

旅行業務の適切な運営を確保するため、会員をはじめ旅行業者等に対する指導を行っています。具体的には、旅行業法等の法令遵守、標準旅行業約款・通達等の周知徹底、会員の広告表示の適正化、旅行業公正競争規約の指導及び遵守、旅行業務取扱管理者証・旅程管理業務取扱主任者証・統一外務員証の配付と携帯の奨励、会員による国内・海外旅行の安全対策の充実、政府機関等が発出する海外渡航情報、感染症、検疫等の安全・衛生情報の周知徹底など、幅広い分野で様々な活動を行っています。

弁済事業

弁済事業は、旅行者保護の観点から、当協会の会員旅行業者(保証社員)が取り扱った旅行者(消費者)との旅行取引において、万一旅行業者が倒産して債務が発生し支払う能力がない場合に、当協会が正会員旅行業者に代わって法定限度額の範囲内で債務の弁済を行うものです。

試験・研修事業

当協会は、旅行業務従事者の資質向上と旅行内容・質の充実及び旅行者へのサービス向上等を目的として、旅行業法に基づくさまざまな研修業務を行っています。国内旅行業務取扱管理試験のための研修や添乗員を養成する旅程管理研修など法定研修を全国各地で開催し、会員のレベルアップを図っています。旅行業者は、各営業所ごとに1名以上の旅行業務取扱管理者の選任が必要となります。当協会は、旅行業法に基づくこの権威ある国家試験を観光庁の事務代行機関として、毎年度実施しています。

調査・研究・広報事業

当協会は、旅行業務に関する調査・研究及び旅行者をはじめ内外に対する当協会の活動状況についての広報活動を行っています。具体的には、旅行業務取扱実績の集計・分析などの調査・研究や休暇取得の促進、旅フェアなどの国内旅行促進のための宣伝活動への参画、当協会の活動状況や全国各地の観光情報等を掲載した機関紙「ＡＮＴＡ　ＮＥＷＳ」等の発行により、幅広い情報提供を行っています。これらの活動を通じて、公正な取引の確保と旅行業の健全な発達を図っています。